

～学んでみたい・学びつづけたいまち

善通寺をめざして～

# 教育施策の大綱

(令和5年度～令和8年度)

善通寺市



## はじめに

本大綱は、本市の最上位計画である「第6次善通寺市総合計画」の基本的方針に基づき、本市の教育の「目指すべき姿」とその実現に向けた施策の方向性を示すものです。

平成27年の策定以後、これまで2回の改定を行い、本市の目指すべき教育の実現に向けて取り組んできたところですが、前大綱の計画期間が令和4年度で終了することから、今回新たに、今後4年間の大綱として改訂いたしました。

改定に際しましては、これまでと同様に、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協働し、一体となって、「ふるさと善通寺を愛し、主体的に学び、力強く未来を切りひらく子供たち」を育てることを基本理念と致しておりますが、そのための新たな教育といたしまして、「STEAM教育」や「ハイブリッド教育」にも積極的に取り組んでまいります。

STEAM教育につきましては、本市の子供たちが論理的思考力や問題解決能力などを身に付けて、IT社会に順応し、社会の課題にも主体的に取り組めるような人材となってもらうとするもので、プログラミング教育と同様に、子供たちが楽しみながら学べる内容となるよう企画しております。

また、ハイブリッド教育では、小中学校の全普通教室に整備している電子黒板と児童生徒一人一台のipadを有効活用した教育をさらに充実させるとともに、家庭学習や不登校の児童生徒に対する支援にもICTを効果的に活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」そして「誰ひとり取り残さない教育」に取り組んでまいります。

今後は、市長と教育委員会との連携をさらに強化いたしまして、地域に根差した教育をより一層推進してまいりたいと考えています。

令和5年4月

善通寺市長 辻村 修

## I 基本理念

情報化・グローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化等、子どもたちを取り巻く社会は、大きく変化しています。このような時代において、一人一人のもつ多様な個性・能力を最大限に伸ばすとともに、豊かな人間性を育み、主体的に行動する、自立した人間を育成する教育が求められています。

そのために、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協働し、一体となって、「**ふるさと善通寺を愛し、主体的に学び、力強く未来を切りひらく子どもたち**」を育てたいと考えています。

一方、市民には、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができるよう、市民主体の芸術・文化・スポーツ活動等の総合的な学習環境づくりを進めます。さらに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な文化遺産の保存と活用を図り、歴史と文化の香り高い「知と学びに溢れる、人を育てるまち」を創生します。

## II 基本方針

基本理念を遂行するために、以下の基本方針を策定し、具体的に取り組んでまいります。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1. 知・徳・体の調和ある成長をめざす    | 「学校教育の充実」 |
| 2. 生涯にわたる人格形成の基礎を培う    | 「幼児教育の充実」 |
| 3. 豊かな人間性を育む           | 「家庭教育の充実」 |
| 4. 住んでみたい・住みつづけたいと実感する | 「社会教育の充実」 |
| 5. 子どもたちの安心・安全を確保する    | 「環境整備の充実」 |
| 6. 学校教育の質を高める          | 「学校運営の充実」 |

### III 具体的な施策

#### 1 学校教育の充実

本市の学校教育における課題は、**進路を保障するための学力と社会性の育成**です。そのために、家庭・地域社会との連携を密にし、いじめのない明るく充実した学校生活、わかる授業の実践を通して、市民から信頼される学校をめざして取り組んでいきます。

一方、変化の激しいこれからの社会において、子どもたちが志高く、たくましく生き抜くために、授業やさまざまな教育活動に主体的に取り組み、他者と協働して解決していけるよう、指導方法の工夫・改善を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てていきます。

#### (1) 学ぶ意欲と確かな学力の向上を図ります。

- ・ 1クラスの人数を少なくするとともに、講師等を配置し、一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導を行い、学ぶ意欲の向上と確かな学力の向上を図ります。
- ・ これからの時代に必要となる資質・能力の育成を図る、「主体的・対話的で深い学びのある授業」を実践するとともに、全国学力・学習状況調査及び香川県学習状況調査等の結果を踏まえた指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・ フェデレーション教育の主旨を生かし、小・中学校の連携による共通の学習規律を設定し、授業への気構え、身構えを整えます。
- ・ 先進的な指導技術や先進校の実践を学び、新たな指導法を導入し、効果の検証及び改善をしながら、学力の向上を図ります。



## (2) 学校におけるデジタル化の推進

- ・学校におけるデジタル化を推進するため、ICT支援員やGIGAスクールサポーター等専門性の高い人材を派遣するとともに、機器の保守管理や教職員の相談に応じる支援体制を確立します。
- ・ICT研修を実施し、教員一人一人のICTを活用した指導力の向上を図り、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を活用した「個別最適な学び」を推進します。
- ・授業でICTを効果的に活用した教育の推進を図るとともに、様々な緊急事態時にも児童生徒の学びを止めないようにハイブリッド教育に取り組んでいきます。

## (3) 豊かな心の醸成と規範意識の高揚を図る教育活動の実践

- ・平和教育の原点として、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、相手の立場に立って考えることのできる態度を育てます。
- ・「特別の教科 道徳」の時間をはじめ、すべての教育活動を通して、思いやりの心や感謝の心・自尊感情等を育みます。
- ・hyper-Q-U(よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート)の結果を活用して、望ましい人間関係を構築します。

## (4) 運動に親しむ態度や運動能力の向上

- ・体育授業の充実を図るとともに、外遊びや運動的行事等に取り組むことで、自ら運動に親しむ機会を確保し、健康の保持増進と体力向上を図っていきます。
- ・部活動において、休日の部活動指導から段階的に地域へ移行できるようにスポーツ団体等の整備や指導者の確保及び育成を図ります。なお、地域移行の第1段階として、東西中学校の合同練習に取り組んでいきます。令和7年度からは合同チームで(令和5年度入学生)中学校総合体育大会に出場します。

## (5) 一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実

- ・障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、インクルーシブ教育システムの理念のもと、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個々に応じた支援のあり方等について検討を行い、合理的配慮を行うとともに、多様な学びの場の充実・整備に努めます。
- ・教育支援センターを拠点として、一人一人の心身の状態に合わせた相談支援を行い、基礎的・基本的な学力を身に付け、自立と社会参加できる力を培えるよう教育の充実を図ります。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした支援のあり方等の向上を図る校内研修に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣する相談体制の充実とともに、関係機関との連携を密にしていきます。

## (6) 人権感覚を高める人権・同和教育の推進

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成29年「いじめの防止等のための基本的な方針」）及び「善通寺市いじめ防止条例」を遵守し、子どもたちの生命・心身を保護し、安心して学校で学べるように努めていきます。
- ・いじめは、人権をふみにじる許されない行為であるとして、各小・中学校が策定した「いじめ防止基本方針」を確実に実行します。
- ・発達段階に応じ、すべての教育活動を通して、子どもたちの人権意識を高めます。
- ・人権教育の指導方法等のあり方についてまとめられた「第3次とりまとめ」等を活用した研修を充実させ、教職員の人権意識を高めます。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定の目的等を深く学び、確実に実行します。

## (7) 多くの良書にふれる読書活動の充実

- ・子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、学校図書館の新刊図書を増やし、蔵書の充実を図ります。
- ・各校に学校図書館司書を配置し、子どもの発達段階に応じたさまざまな分野の本との出会いや読書の機会の充実が図れるように、学校図書館を充実させるとともに、子どもたちの読書意欲を高めます。
- ・市立図書館と学校図書館を連動させた読書推進活動を計画・実践し、本に親しむ機会を増やします。

## (8) 自ら積極的な健康づくりをめざす食育の推進

- ・栄養教諭が各校を巡回し、食に関する授業を行うことにより、子どもたちの食に関する自己管理能力を育てます。
- ・児童生徒とその保護者が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができる等、小児生活習慣病への予防・啓発を行います。
- ・季節の野菜を育てる栽培活動等を通して、食に関心がもてるようにします。

## (9) シティズンシップを育む体験活動の推進

- ・あいさつ運動やボランティア活動等を通して、市民性・社会性・公共性を育てるとともに、異学年交流や豊かな体験活動等を通して、自己有用感を高めます。
- ・二分の一成人式（小学校）や立志の誓い（中学校）等を通して、またキャリアパスポートの活用により、自己の将来に目標をもたせるとともに、地域や社会のために役立ちたいという気持ちを育みます。
- ・決められたルールやマナーを理解し、進んでそれらを守ることを通して、自他の権利を尊重するとともに、果たすべき自分の義務と責任を自覚させます。



- ・ 学校生活の充実と向上をめざした児童会活動や生徒会活動に主体的に参画することを通して、主権者としての意識を育てます。

## (10) ふるさと善通寺を愛する心を育む郷土学習の充実

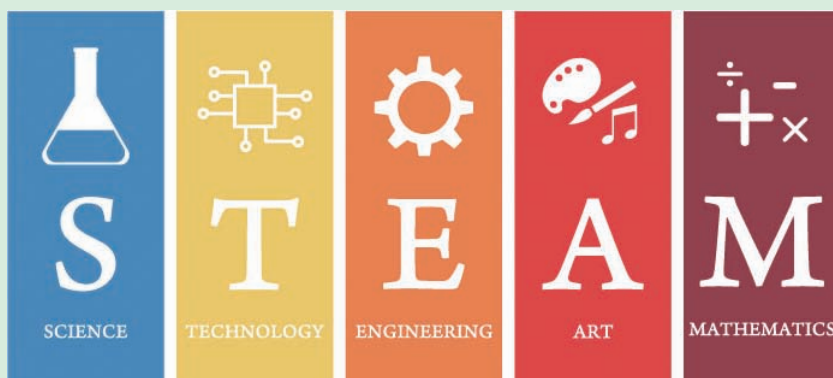
- ・ 副読本「ふるさとの偉人 空海」を学ぶことを通して、空海の生き方や考え方を理解するとともに、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・ 郷土資料館や市内に残る古墳群、歴史的建造物等をはじめ、地域の歴史・自然・食文化等を学ぶことや、地域の人々との交流を通して、ふるさとを愛する心を育みます。

## (11) グローバル化社会で活躍する人材を育てる教育活動の推進

- ・ 各校に外国人の英語指導助手（ALT）を派遣するとともに、英語の授業力の向上を図り、小学校における外国語教育を充実させます。
- ・ 国内外を問わず、異なる歴史や文化・産業等と触れ合う交流活動を積極的に推進し、国際理解の一層の向上を図り、グローバルな感覚と素養を育みます。

## (12) STEAM教育の推進

- ・ 市独自の取り組みとして、これからのAI時代を生きるために必要となる「課題を自ら見つける力」「物事をさまざまな面から捉え解決する力」「新しい価値を創造する力」を育むために、教科等横断的な学習としてSTEAM教育（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学））を推進していきます。



## 2 幼児教育の充実

幼児は、家庭や幼稚園等での生活や遊びを通して、情緒的な成長や知的な発達、社会性等が芽生え、社会の一員として生きるための基礎を身につけていきます。

保育所・こども園・幼稚園が、家庭や小学校・地域社会との連携を図り、育ちの連続性を大切に、一人一人の健やかな成長を支援していきます。

### (1) 一人一人のよさや可能性を伸ばす教育活動の充実

- ・ 幼児が主体的な遊びを生み出したり、熱中したりできるよう、また、安心・安全に遊べるよう、遊具や用具等の教育環境を整備します。
- ・ 興味や関心に基づいて自発的に活動する中で、一人一人のよさを見つけ、そのよさを伸ばすよう支援します。

### (2) 地域の自然や人々と関わる体験活動の充実

- ・ 地域の自然や人々との触れ合いや関わりを通して、豊かな感性や思いやりの心等を育みます。
- ・ 友達との関わりの中で、自他の違いに気づき、相手を思いやる心情を育てたり、約束を守ろうとしたりする規範意識の芽生えを育みます。

### (3) 自分の思いを表現する態度の育成

- ・子どもたちの思いをしっかりと聞くことを大切にし、素直に自分の思いや考えが表現できるよう、環境整備を工夫します。
- ・いろいろな感情体験ができるよう、心ゆさぶられる活動を工夫し、自分の思いを伝えたいという気持ちを育みます。

### (4) 保・こ・幼・小、及び家庭との細やかな連携・協働の推進

- ・いわゆる「小1プロブレム（入学したばかりの1年生において、集団学習ができない、授業中に座って学習ができない等、小学校生活になじめない状態が続くこと）」の解消と、滑らかな接続をめざしたスタートカリキュラムに取り組み、幼児と児童の交流、保・こ・幼・小の教員相互の研修や交流をより一層推進します。
- ・文部科学省から示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保・こ・幼・小で共通理解し、子どもの育ちの連続性を大切にします。
- ・保護者にとって子どもの成長や、子どもとの関わりを振り返る契機となる「5歳児健康診査」の情報を、家庭、保育所・こども園・幼稚園、小学校で共有することを一層推進します。
- ・保護者の思いに寄り添いながら、子どもの成長を一番に考え、相談体制や支援体制を充実させます。



### 3 家庭教育の充実

家庭は、すべての教育の原点であると言われています。子どもたちに基本的な生活習慣や態度を身につけさせ、他者に対する思いやりや感謝の心等を育み、善悪の判断や自立心、自制心等を培う上で、家庭教育が重要であるということを、より浸透していきます。

また、「子どもは親の背中を見て育つ」と言われているように、様々な活動において、子どもの「手本」となるよう、大人が模範を示すことを期待します。

さらに、「すこやか子育て宣言」（善通寺市PTA連絡協議会作成）の内容が、各家庭で実践されることを奨励します。

#### (1) 基本的な生活習慣や態度の育成

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」を徹底し、毎日の生活リズムを整えるとともに、あいさつ等の基本的な生活習慣の定着を図ります。
- ・テレビやゲームの使用時間等のルール、スマートフォンの活用の仕方や利用時間等について、親子でしっかり話し合っ決めて決めることを奨励します。

## (2) 自己有用感を育む実践

- ・よい点やよい行いを見つけてほめるとともに、自分が家族から愛され、必要とされていることが実感できるような言葉かけを奨励します。
- ・困ったときに手を差し伸べたり、できるまで見守ったりし、結果ではなく過程を認めることを奨励します。
- ・進んで手伝いができるよう言葉かけをし、「ありがとう」「助かったよ」等ほめることを奨励します。

## (3) 学校との連携による家庭学習の定着化

- ・各学校が作成している「家庭学習の手引き」やICT等を活用して、家庭学習の定着化を図ります。
- ・学級PTAや保護者会等を通して、学校や園の考えを理解し、ともに協力して、子育てにかかわることを支援します。

## (4) 親育ち支援体制の確立

- ・定期的に保護者同士の交流の場を設定し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- ・家庭教育に関する講演会を開いたり、子育てや教育に関する情報を積極的に発信したりして、親としての力を高めるための支援に努めます。
- ・民生・児童委員等との連携を図り、相談体制を充実するとともに、地域社会全体で関わり合うことで、保護者の子育てに対する負担感や不安感の軽減を図ります。



## 4 社会教育の充実

社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象としており、その範囲はとても広く、生涯学習において中心的な役割を担っています。

そこで、社会教育にかかる市民の学習ニーズや要望に応じた環境を充実させることにより、市民自らが自己実現を図るとともに、児童・生徒の学校外での諸活動への参加を支援し、地域社会の活性化を図ります。

### (1) 多様なニーズに対応し、市民が学びやすい環境の整備

- ・本をはじめとした様々な情報・知識を通して、人がつながり、夢を育むことができる公共施設として、新しい図書館をめざします。
- ・市民会館や地区公民館等における各種講座や研修会を、市民が学びたいと思う内容を取り入れ充実させます。

### (2) 生涯スポーツ活動の推進と生涯スポーツ環境の整備

- ・ウォーキングやジョギング等を日常生活に取り入れ、健康で豊かな生活を営むことができる環境を整備します。
- ・善通寺市スポーツ協会等と協働して、市民各自の体力や年齢、興味・目的等に応じて気軽に取り組めるレクリエーション活動等、生涯スポーツの推進に努めます。



### (3) 青少年の健全育成を図る取組の充実

- ・街頭補導や各校区ごとのパトロールを定期的を実施し、学校外における事件や事故から子どもたちを守ります。
- ・学校・家庭・地域が相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整備します。

### (4) 地域への愛着を育む活動の推進

- ・身近な郷土の自然や文化、歴史、産業などを学ぶとともに、文化財などを活用した学習を推進します。
- ・質の高い文化・芸術や本物にふれる場と機会を提供する郷土館や美術館、市民会館等を整備し、内容の充実を図ります。
- ・伝統芸能を次世代へ保存継承する活動を支援することで、地域における世代間交流を促進します。



## 5 環境整備の充実

交通事故や不審者による声かけ事案など、子どもたちが被害に遭う事件や事故が多く発生しています。そこで、子どもたちの安心・安全を確保するため、関係諸機関と連携した危機管理体制を充実させます。

また、子どもたちが安心して、じっくりと学び・遊ぶことができるよう、感染症対策のための衛生環境等を整備するとともに、1日の大半を過ごす学校（園）の施設設備を充実させます。

### (1) 子どもたちの生命を守る活動の充実

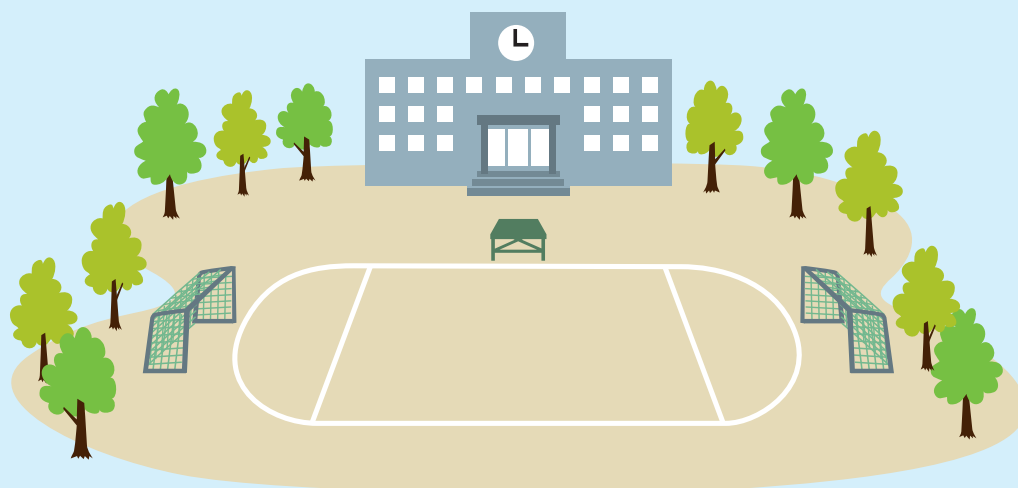
- ・ 通学路を定期的に点検するとともに、登下校時における安心・安全を確保するため、警察や地域の方々と連携して安全パトロール等を実施します。
- ・ 市内各所への防犯カメラの設置やグリーンベルトの整備、防犯灯の増設等により、安心・安全な環境の整備に努めます。
- ・ 災害情報や不審者情報等を一斉配信するシステムを更に充実させます。
- ・ 「自分の命は自分で守る」という意識や行動を身につけるため、地域の自主防災組織等の方々と連携した避難訓練や防災教育を実施します。
- ・ 子どもたちが自ら危険を予測し、回避する危機対応能力を高める避難訓練や防犯教室・交通安全教室等を定期的に開催します。

## (2) 子どもたちが落ちついて学べる環境の充実

- ・小・中学校や幼稚園の校舎・園舎等について、「学校等の在り方検討委員会」での提言と「新しい生活様式」を踏まえ、子どもたちの健康を守り、安全で、よりよい学びが実現できる環境整備に努めます。
- ・学校施設は、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、日頃から安全で快適な環境となるよう関係機関との連携強化に努めます。

## (3) 学校における感染症対策等の充実

- ・子どもたちが健康で安全に過ごすために、新型コロナウイルス感染症をはじめとした学校における感染症防止対策の徹底や熱中症等の予防に努めます。
- ・感染症対策を徹底する上で必要となる消毒液等、保健衛生用品の充実を図ります。
- ・学校欠席者・感染症情報システムを活用し、県内の感染状況を把握しながら、子どもたちの健康管理や健康づくりを推進します。



## 6 学校運営の充実

登下校に関する対応等、本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校にゆだねられることにより、結果として学校及び教師が担う業務の範囲が拡大され、その負担が増大しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染防止への取組と、編成した教育課程の確実なる実施の両立が求められています。

そこで、校長・園長を中心に、組織マネジメント力の強化を図るとともに、家庭や地域とも相互に連携・協働して、子どもたちの成長を支えていく質の高い教育を実現していきます。

また、「教育は人なり」と言われるように、授業力をはじめ、教職員の資質・能力の向上を図る研修体制を充実させるとともに、働き方改革を推進して、子どもたちと向き合う時間を確保します。

### (1) 幼稚園・学校の教育力の向上

- ・コミュニティ・スクールとして、地域住民等と連携・協働し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を図っていきます。

- ・多種多様な教育的課題に適切に対応するために、組織として、教職員がそれぞれの力を発揮できるよう校長・園長のマネジメント能力の向上を目指します。
- ・教職員一人一人のキャリアステージに応じた研修（学習指導・生徒指導）を通して、資質・能力の向上に努めます。

## （２）教職員の働き方改革の推進

- ・スクールサポートスタッフやICT支援員、中学校における部活動指導員等、教職員の業務をサポートする人材を配置し、教職員が子どもと向き合う時間を確保します。
- ・出退勤システム等により、教職員自身が勤務時間を客観的に把握できるようにするとともに、導入した校務支援システムを積極的に活用する等、これまでの業務を改善することで教員の働き方改革を推進します。
- ・心身のリフレッシュを図るため、夏季休業中のお盆の期間を中心に、5日間の学校閉庁日を継続して実施します。
- ・緊急時の連絡体制を決め、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、児童・生徒が下校し一定時間が経過した平日の夜間や休日は、留守番電話による対応とします。
- ・中学校においては、生徒や教員の健康管理や、メリハリのある部活動をめざし、原則として、国のガイドラインに沿った望ましい休養日や活動時間を設定します。





